

○公 告

次のとおり入札後審査型一般競争入札に付する。

令和8年3月27日

愛媛県立今治南高等学校長 川井 博樹

入札後審査型一般競争入札公告個別事項

入札に付する事項	工事名	愛媛県立今治南高等学校プール外解体工事	
	工事場所	今治市常盤町	
	工事概要	・プール（ＲＣ造１階985㎡）の解体工事 ・周辺工作物及び体育館東側中庭の撤去	
	工期	工事開始日	工事請負契約の成立の日の翌日
		工期末日	令和8年9月15日
予定価格	40,698,900円（36,999,000円（消費税及び地方消費税を除く。））		
入札制度等の適用	特定建設資材の分別解体等及び再資源化等	☒ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく義務付けあり ☐ 同法に基づく義務付けなし	
	簡易型総合評価落札方式又は価格競争	☒ 簡易型総合評価落札方式 ☐ 施工計画型（施工体制確認方式） ☐ 実績確認型（施工体制確認方式） ☒ 簡易実績型（施工体制確認方式） ☐ 価格競争	
	低入札価格調査制度等の適用	☒ 低入札価格調査制度（失格判断基準： ☒ 適用対象工事 ☐ 適用除外可能性工事） ☐ 最低制限価格制度	
	余裕工期の設定	☐ 設定あり ☒ 設定なし	
入札参加資格	(1)建設業許可	許可業種	解体工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本店等区分	本店
		本店等所在地	愛媛県内
	(2)経営事項審査	建設工事の種類別	—
		その他(経審)	—
	(3)格付け	格付け業種	解体工事業
		格付け等級	A等級又はB等級
		その他(格付け)	—
	(4)施工実績(過去15年間)	工事の種類等	—
出資比率等		—	

入札参加資格 (続き)	(6)配置予定技術者の資格等 及び従事経験 (過去15年間)	種類	監理技術者又は主任技術者
		法令による資格・免許等	・上記(2)に掲げる許可業種に関して、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(上記(2)に掲げる許可業種に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要)を有する者であること。
		従事経験	—
契約条項を示す場所及び問い合わせ先	担当部局	愛媛県立今治南高等学校事務室	
	電話番号	0898-22-0017	
	FAX番号	0898-25-6945	
	電子メール		
	住所	〒794-0015 愛媛県今治市常盤町7丁目2番17号	
設計書等の貸与、閲覧に供する場所	担当部局	愛媛県立今治南高等学校事務室	
	電話番号	0898-22-0017	
	FAX番号	0898-25-6945	
	電子メール		
	住所	〒794-0015 愛媛県今治市常盤町7丁目2番17号	
日程等	入札説明書の掲載期間		令和8年3月27日(金)から令和8年4月21日(火)まで
	設計書等の貸与期間		令和8年3月27日(金)から令和8年4月16日(木)までの受付時間中
	入札説明書についての質問提出期間		令和8年3月30日(月)から令和8年4月9日(木)までの受付時間中
	質問に対する回答の公表期間		令和8年4月14日(火)から令和8年4月16日(木)まで
	申請書類の提出期間		令和8年4月17日(金)から令和8年4月21日(火)までの受付時間中
	入札期間		令和8年4月17日(金)から令和8年4月21日(火)までの受付時間中
	事前確認の日時		令和8年4月22日(水) 午前 9時00分
	開札日時		令和8年4月23日(木) 午前10時00分
	開札場所		〒794-0015 愛媛県今治市常盤町7丁目2番17号 愛媛県立今治南高等学校 本館2階 資料室
	施工体制確認に係る調査資料の提出期限		(※調査基準価格を下回った入札を行った者のみ提出)
	低入札価格調査資料の提出期限		令和8年4月28日(火) 午後4時45分
	総合評価値についての疑義照会期間		評価値を愛媛県立今治南高等学校ホームページに掲載した日を起算日として2日(休日を含まない。)以内の受付時間中
	落札者の決定の期限		令和8年4月28日(火)(ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた又は評価値について疑義照会があった場合は、この限りでない。)
	入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限		令和8年5月13日(水)までの受付時間中
	説明要求に対する回答期限		令和8年5月27日(水)

支払条件	前払金	請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内） なお、低入札価格調査に係る契約にあっては、前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の4に相当する額以内） ただし、上記で算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。
	部分払	中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、7回を限度とする。
その他	・この公告の工事で、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定による主任技術者の兼任を予定している場合は、入札を行うまでに、現在、主任技術者として従事している工事の発注者から承諾を得ておくこと。	

注1 表中「－」が記入されている項目については、この公告の工事の入札においては該当がない項目である。

注2 上記の各期間について、「受付時間中」とは、休日（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時00分までをいう。

詳細は、入札後審査型一般競争入札公告共通事項及び入札説明書（いずれも、表中「簡易型総合評価落札方式又は価格競争」において「☒」で示す方式用）による。なお、これらについては、愛媛県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」に掲載する。

《ホームページアドレス》<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>